

広島県 AI・IoT・ロボティクス活用研究会 規約

(H30.9.26 改正)

(目的)

第1条 本研究会は、IoT、AI 技術及び産業用ロボット等のロボティクス技術に関し、西部工業技術センターならびに会員相互による関連最新技術動向の調査、情報交換、研鑽を行うことにより、生産活動の高機能化を実現し、県内企業の生産性向上に資することを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業に取り組む。

(1) IoT、AI 技術及び産業用ロボット等のロボティクス技術に関する研修会、講演会及び見学会

(2) IoT、AI 技術及び産業用ロボット等のロボティクス技術に関する会員相互の情報交換及び技術交流

(会員)

第3条 会員は、本会の目的に賛同し、入会を希望する企業、学識経験者、研究機関、関係団体及び行政機関で構成する。

2 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を事務局へ提出し、事務局の承認を受けなければならない。

3 退会を希望する者は、退会を希望する旨を事務局に申し出て、事務局の承認を受けなければならない。

4 会長は、本会の目的に違反した会員を除名することができる。

(役員)

第4条 本会に役員として、会長1名を置く。

2 会長は、本会を代表し会務を総括する。

(事務局)

第5条 本会の事務局を、広島県立総合技術研究所西部工業技術センター生産技術アカデミーに置く。

(運営)

第6条 本会の運営に関して必要な事項は事務局が検討し、実施する。

2 本研究会の事業年度の期間は、4月1日から3月31日とする。

(総会)

第7条 総会は会長が招集し、総会の議長は会長が担う。

(会費)

第8条 会費は無料とする。但し、特別に経費が発生する事柄については、参加者から実費を徴収することができる。

(守秘義務)

第9条 会員は本研究会で知り得た会員の秘密情報に関して、許可無く発表、公開、漏洩、利用してはならない。

2 会員は、当該研究会内で提示する当該会員の資料や発言が秘密事項に該当する場合は、その旨を申し出て、他の会員に秘密情報であることを周知することとする。

(広報)

第10条 会員は研究会で得られた成果に関する情報を、外部へ公表しようとする場合には、事前にその内容を事務局及び研究会関係者に通知するものとする。

(設置期間)

第11条 本会の活動期間は平成31年3月31日までとする。それ以後の継続については事務局から申出がない限り更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

付則

本規約は、平成25年7月30日から施行する。

本規約は、平成28年3月17日から施行する。

本規約は、平成30年9月26日から施行する。